

届け出をお忘れなく

～各種届け出手続き一覧～

春は転勤・就職・進学など転居の季節です。住所が変わると、下表のような手続きが必要となります。表中の※は、手続きに必要なものです。ご不明な点は電話で確認の上、ご来庁ください。

詳細 豊平区役所 ☎822-2400(代表)

手続き内容		転出(豊平区→市外)	転入(市外→豊平区)	札幌市内・豊平区内での異動	担当課
住所の変更 (住民票の異動)		転出届→あらかじめまたは転出した日から14日以内。 ※届出人の本人確認書類(免許証・保険証など)	転入届→転入した日から14日以内。 ※届出人の本人確認書類(免許証・保険証など)、転出証明書(前住所地で発行)	区間異動・転居届→新住所地の区役所で転居をした日から14日以内。 ※届出人の本人確認書類(免許証・保険証など)	区役所1階 戸籍住民課 3月28日(水)～30日(金)、4月2日(月)～4日(水)は、窓口を午後7時まで延長します。 詳しくは本誌全市版30ページをご覧ください。
		転出先の住所が必要です。 (最低でも市区町村名まで)	正確な住所(○番○号か○番地まで)を確認して届けてください。市内の他区へ異動する場合は、旧住所地の区役所へ行く必要はありません。	住民異動届により自動的に住所が変更されます。	
印鑑登録		印鑑登録証の返還→登録は転出届により自動的に廃止になります。	新たに登録手続き ※登録印鑑・所定の本人確認書類(事前に係までお問い合わせください)		
転校 (小中学校)		在学証明書・教科書給与証明書を今までの学校で発行してもらってください。	入校票をお渡ししますので在学証明書(前の学校で発行)と併せて転校先に提出してください。		
国民健康保険		脱退手続き・国民健康保険証の返還(転出前に)。 ※印鑑・納付通知書	加入される方は加入手続き→転入後14日以内に。 ※印鑑(通帳使用印)・預金通帳	住所変更手続き→新住所地の区役所で(転居後14日以内)。 ※印鑑・国民健康保険証・納付通知書	区役所1階 保険年金課
介護保険		介護保険証の返還 (要支援・要介護に認定されている方には、介護保険受給資格証明書を発行します)	転入手続き (介護保険受給資格証明書をお持ちの方)	住所変更手続き ※介護保険証	
国民年金	加入者	第1号被保険者(自営業者・学生など)と任意加入の方は、転出先の市町村にお問い合わせください。	住所変更手続き→第1号被保険者(自営業者・学生など)。 (厚生年金・共済年金加入者や第3号被保険者を除く) ※年金手帳・印鑑	第1号被保険者(自営業者・学生など)は、住民移動届により自動的に住所が変更されます。 (厚生年金・共済年金加入者や第3号被保険者を除く)	
	受給者	住所・支払機関変更届(はがき)を転出先の社会保険事務所(白石区菊水1条3丁目 ☎832-5300)か、区役所年金係にお問い合わせください。	住所変更手続き→転入後14日以内に。 ※印鑑(通帳使用印)・預金通帳	住所変更手続き→転入後14日以内に。 ※印鑑(通帳使用印)・預金通帳	
児童手当		消滅手続き	新たに申請手続き (後日、書類を用意していただくこともあります)	住民異動届により自動的に住所が変更されます。	
児童扶養手当		転出先での住所変更手続き→豊平区でも住所変更手続きが必要です。	住所変更手続き ※手当証書	住所変更手続き→新住所地の区役所で。 ※手当証書	
特別児童扶養手当		転出先での住所変更手続き→道外転出の場合は、豊平区でも住所変更手続きが必要です。	住所変更手続き→道外からの転入の場合は、世帯全員の住民票も必要です。 ※手当証書	住所変更手続き→新住所地の区役所で。 ※手当証書	
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当		転出先での住所変更手続き	住所変更手続き ※身体障害者手帳・療育手帳・本人名義の通帳	住所変更手続き→新住所地の区役所で。 ※身体障害者手帳・療育手帳	区役所3階 保健福祉課
身体障害者手帳 療育手帳		福祉乗車証・福祉タクシー利用券・各種乗車券・自動車燃料助成券の返還	住所変更手続き ※手帳(療育手帳の場合は、本人の顔写真も必要です)	住所変更手続き→新住所地の区役所で。 ※手帳	
敬老手帳 (65歳以上の方)		敬老手帳の返還	必要な方に窓口交付 ※保険証など、年齢を確認できるもの	ご自分で住所を書き換えてください。新たな手帳が必要な場合はお取り換えします。	
敬老優待乗車証 (70歳以上の方)		市外に転出された方は、敬老優待乗車証のご利用はできません。	当該年の6月30日までに居住し、7月14日までに転入届をした方は9月交付の対象となります(8月ごろ案内通知)。	敬老優待乗車証はそのままご使用ください。	
医療助成 (乳幼児・老人・重度障がい・ひとり親)		受給者証の返還	新たに申請手続き ※保険証・重度障がいの方は身体障害者手帳など	住所変更手続き→新住所地の区役所で。 ※受給者証	
軽自動車税	原動機付自転車 (125cc以下)	廃車手続き ※印鑑・ナンバープレート・標識交付証明書・運転免許証	新規登録 ※印鑑・廃車証明書(または譲渡証明)・運転免許証	住民異動届により自動的に住所が変更されますが、標識交付証明書の住所変更をしてください。	区役所2階 課税課
	小型特殊自動車 軽自動車 二輪は125cc超 250cc以下	転出先の軽自動車協会での手続き	札幌地区軽自動車協会(北区新川5条20丁目 ☎768-3955)での手続き (受付時間:午前8時45分～11時45分、午後1時～3時30分)		
	自動二輪 (250cc超)	転出先の運輸支局での手続き	札幌運輸支局登録・手続案内(東区北28条東1丁目 ☎050-5540-2001)での手続き		
固定資産税		土地・建物などの所在地の市区町村へ住所変更の連絡をしてください(電話やはがきでも結構です)。			

※水道に関する届け出の手続きは、水道局電話受付センター(☎211-7770)までお問い合わせください。

国民健康保険料の納付には便利で安心・確実な口座振替をご利用ください

